

◎新潟県告示第1001号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名： α -P i H P、 α -P H i P）及びその塩類
- (2) N- { 1 - [2 - (フラン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド（通称名：F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l、F U E F）及びその塩類
- (3) 2-(2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン（通称名：B O D、 β -M E T H O X Y - 2 C - D）及びその塩類
- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド（通称名：I s o b u t y r y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタン（通称名：C H M - 0 8 1）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和2年9月5日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。